

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき平成24年5月7日に提出された住民監査請求について、審査の結果を公表する。

平成24年5月18日

熊本県監査委員 松見辰彦
同 内田光也

平成24年5月7日付け住民監査請求に係る審査結果について

1 請求人
(略)

2 請求書の提出日
平成24年5月7日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

私たちくまもと市民オンブズマンでは、これまで何年にもわたって政務調査費の領収書添付を要求してきたが、2009年度によようやく熊本県議会でも領収書添付が義務付けられるようになった。そこで明らかになったのは、市民とは乖離した使途であった。これを受けて私たちは2011年2月16日に別紙のとおり「政務調査費に関する要望書」を提出し、改善要求をした。

この要望書の最初の項目として、旅行諸費という名の日当（平成16年12月1日から日当は旅行諸費に変わっている）は廃止すべきであると要求した。というのは政務調査費は、議員の調査研究に必要な経費でなければならないのであるから、実費のみ認められるのが原則であるからである。

県議会事務局が作成した「政務調査費事務処理の手引き」の中で、議員が自宅や事務所から8キロ以上離れた場所で調査活動を行った場合、県内で1日750円、県外では3000円を「旅行諸費」として政務調査費から受け取ることを認めている。しかし、ガソリン代の他に日当を受け取ることは、議員報酬との二重払いと考えられ、このような日当を受け取ることは不当な利得に当たるわけであるから、実費のみ認められる政務調査費の支出としても認められない。

以上のような理由に基づき、2010年度の議員の旅行諸費の総額4,183,124円（各議員の支出額は別紙のとおり（別紙省略））を議員は返還すべきであると考ええる。

したがって熊本県知事は、議員に対して上記政務調査費の返還を求めるよう請求するものである。

(2) 請求書添付書類

事実証明書①熊本県議会政務調査費に関する要望書（省略）

事実証明書②熊本県議会議員の政務調査費（省略）

4 審査の結果

本件請求を却下する。

5 理由

請求人は、『・・・政務調査費は、議員の調査研究に必要な経費でなければならないのであるから、実費のみ認められるのが原則であるからである。県議会事務局が作成した「政務調査費事務処理の手引き」の中で、議員が自宅や事務所から8キロ以上離れた場所で調査活動を行った場合、県内で1日750円、県外では3000円を「旅行諸費」として政務調査費から受け取るとを認めている。しかし、ガソリン代の他に日当を受け取るとは、議員報酬との二重払いと考えられ、このような日当を受け取るとは不当な利得に当たるわけであるから、実費のみ認められる政務調査費の支出としても認められない。』と主張している。

住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為又は怠る事実の違法性又は不当性に関する主張は、監査請求全体の趣旨からみて当該財務会計上の行為又は怠る事実が具体的理由によって、法令に違反し、又は行政目的上不適當である旨を指摘しなければならないとされている。

請求人の主張では、旅行諸費と議員報酬の両方を支給することの違法性・不当性が具体的に示されておらず、また、監査請求全体の趣旨からも読み取ることができない。

すなわち、単に請求人の見解を一方的に述べているに過ぎないものであり、請求人の主張には、財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的に示されているとは言えない。